

岡本の国会での質問

164-衆-農林水産委員会-8号 平成18年04月12日

○稲葉委員長 次に、岡本充功君。

○岡本(充)委員 民主党の岡本でございます。

本日は、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案について質問をさせていただこうと思います。

私は、食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案、民主党案でございますが、こちらの提出者の一人でありますので、質問は政府案に対してのみ行わせていただこうと思っております。

まず冒頭でございますが、この審議に入る前に、かねてよりこの農水委員会においても、また予算委員会においても私が提出を要求しております、米国食肉工場の査察、農林水産省が行った、厚生労働省が行った査察の調査結果の公表そして資料要求について、今の進捗状況を含め、お話があればいただきたいと思っております。

○中川国務大臣 岡本委員から予算委員会の場等でも御指摘のあった、昨年の査察を行った、一部の施設でありますけれども、その報告書の全容について、いつ公表できるのか、また岡本委員に御報告できるのかということではありますが、御指摘を受けまして、二月の中旬に、米国側にその報告書を渡したわけでありまして、日本がアメリカ側の報告書がいつ来るんだと、その後来たわけでありまして、それを訳すのに多少時間がかかったわけでございますが、これは日本文中で渡したものでございますから、今、向こうで英訳をして作業を進めているというふうに聞いております。

私も質問を受けるたびに、またそれ以外にも、どうなっているんだと何回も事務方に督促をし、また、事務方から米国側に問い合わせをしているところでございまして、どういう形でそれに対しての向こう側の作業が終わるかということも踏まえまして、できるだけ早く公表をしたい、できれば四月中に公表したい、こういうふうに私は事務方に今作業をさせているところでございます。

○岡本(充)委員 四月中にぜひ提出をいただきたいと思っております。

それでは、法案の内容についての議論に入りたいと思っております。

まず、質問通告をしておらなかった質問から入るのは恐縮でございますが、先ほどの佐々木委員の質問で私も非常に感じたところがありまして、このばらまき政策というのは一体何を指すのかなということ考えてまいりました。

広辞苑なんかを引くと、ばらまきという言葉は載っておりません。恐らくばらまくという言葉の名詞形なんではないかというふうに考えると、一体ばらまくという言葉は何なのか、こういう話になるんです。ばらまくとは、一番、ばらばらとまく、二番が金銭を多くの人に気前よく与える、こういう意味で載っています。このばらまくという動詞の名詞形がばらまきだとすれば、これの名詞なんだろうというふうに考えるんですが、よく言われるばらまき政策というのは一体何なんだろう、何のためにばらばらとまいてきたのか。

イメージとしてあるのは、多くの農家が施策の対象になった価格政策を指すのかなというようにも思います。零細経営を含むすべての農業者に効果が及ぶため農業構造の改善を制約している、こういう評価すらあったやに聞いておりますこの価格政策、これを指しているのかもしれませんが、ばらまき政策とは一体どんな政策で、そして、なぜこれが批判の対象になるのか、ぜひ大臣からお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○中川国務大臣 私は、広辞苑の今の御指摘、一番、ばらばらとまく、それから、いっぱいまく、特に農水省に対しての批判をする方々から見れば、多分両方当たっているのかなど。これは推察であります。批判する人はこういうつもりで言っているんだろうなど。

予算ですから、きちっと査定をして、そして決算もしなければいけないわけでありまして、しかも、限られた財源でありますから、ばらばらとまくわけはございませんし、また、多くのものをお渡ししているわけではございません。

ただし、言うまでもなく、ばらまき政策という政策は、農林水産省としては過去一度もそういう名前の政策はとったことがないわけでございますし、また、先ほど佐々木委員もおっしゃっていたように、多くをもらっているつもりはないという、これは生産者の方の御意見だろうというふうに思います。

要は、先ほども申し上げましたように、限られた、そして貴重な、そして国民もしくは国民的なお金を特定の産業あるいは産業に従事する人たちに与えるに当たっては、極めて厳格かつ抑制的にやっていく必要がある。しかし、その政策は、農業政策あるいはまた基本法に基づく食料政策にとってプラスになるという観点からやっているわけでございます。しかし、御批判がある。

しかも、先ほどの旧農業基本法の議論にもありましたように、生活を都市並みにしていくという旧基本法、あるいはまた、より力強い農業をつくっていくという現基本法、あるいは今回の御審議いただいている法律が、目標とするような農業経営の方向に必ずしも行っていなかったという反省が、そのばらまきと称する人たちの御批判が、ある意味ではそっちの方にもつながっていているということになりますと、我々としては反省をしなければいけない点があるわけでございます。

そういう過去のいろいろな経験、あるいはまた、そういう言葉を使って批判をしている方々の批判にも耐えるようなあるべき農業、あるいは農業者、あるいは食料政策の推進に向かって、この法案が法律となり、そして実施されて、その方向に向かっていくべきことを期待しながら、こういう法律を御審議していただいているということでございます。

○岡本(充)委員 大臣おっしゃるとおり、多くの農業者も、これまで気前よく金銭をもらったという思いもないでしょうし、農作物の対価としてのお金はもらったとしても、税金は払ったとしても、国からそういう意味でお金をもらったという印象は持っていないと思います。

そういった中で、ばらまき政策というのは一体何なのか、なぜいけないのかということを中心に立ち返って今伺いをさせていただいたわけでありまして、この点については引き続きまた、大臣含め農林水産省各部局の皆様にもお考えをいただきたいと思っております。

さて、まず最初に、食料・農業・農村基本計画、昨年の三月に策定されましたこの計画の中で、平成二十七年度における望ましい食料消費の姿、こういった話から始まって、自給率をどのようにしていくのか、また、今回の法案の対象品目を含めて、さまざまな農産品目の生産努力目標はどのようにしていくのかということが書かれています。

お配りをさせていただいた資料のまず一枚目なんですけれども、カラーじゃないものです。平成二十七年度における望ましい食料消費の姿。例えば米はこうなっています。六十一・九が平成十五年。二十七年は六十二だ。例えば麦は三十二・九が三十二だ。大豆は六・七が七・四。それぞれキログラムですね。こういうような消費の姿だ。

その一方で、こういう消費をする中でどういような食料自給率になっていくのかというのが二枚目なんですけれども、それぞれ、米は例えば九五が九六だ、麦は、麦は計ですけれども、一二%だったのが一四%、大豆は四%が六%、うち食用は二二%が二四%になる、こういう目標を掲げています。

三枚目をごらんいただくとわかるんですが、では、どうなんだと。米の消費の推移は、これはいただいた資料ですけれども、見たところ、このように経年的にどんどんどんどんその消費量を減らしてまいっております。その減り方が鈍化をしているという指摘もありますけれども、このペースで減っていくと、どう考えても六十二という数字は難しい。そんな中で、後段にもお話をさせていただきますが、いろいろ食育という話なんかも出てきているんだというふうに私なりに理解させていただいて

います。

では、そもそも、生産努力目標、例えば米をどれだけつくるのか、それから大豆や麦をどのようにつくっていくのか、こういった目標というのはどのようにして設定をしたのか。米と麦と大豆、それぞれについてお答えをいただきたいと思います。

○西川政府参考人 生産努力目標で、米、麦、大豆について、どういうことで設定したのかというお話でございます。

生産努力目標は、望ましい食料消費の姿から求められる需要量、これを基礎にいたしまして、平成二十七年度において実現可能な国内生産の水準を示したものでございます。

米につきましては、消費量の減退に歯どめをかけるなどの対策を講じることによって現状程度の生産量を維持するという考え方でございます。小麦と大豆ということで申し上げますと、この目標の達成の前提として、実需者ニーズに即した品質のもの、あるいは、安定供給面でのいろいろな課題があるわけでございますけれども、その課題を解決するといったこと、あるいは、品質管理の徹底、出荷単位の大型化など、実需者ニーズに応じた生産をする、生産技術も改善する、もろもろの問題解決をする中で、最近年における生産量の最大値として、小麦であれば八十六万トン、大豆であれば二十七万トン、そういった目標生産量とした、そういう経緯でございます。

○岡本(充)委員 先ほども御指摘させていただきましたけれども、望ましい消費の姿といっても、年々減っていく米の消費のみならず、残念ながら、その努力目標を達成するには現状ではかなり厳しいことが予想されるわけでありますが、とはいいいながら、目標でありますから、この目標はある程度望ましい目標を立てなければいけないのは事実でしょう。

しかし、例えば望ましい食料消費の姿ということであっても、今お話した、現実から離れた数字であってはならないわけでありまして、今回の例えば米、今グラフをお示しさせていただいたとおり、このペースで減っていくと、推計をしていくと、今、私、厚生労働委員会の委員でもあるんですけれども、医療費も同様です。医療費も、総理は言われていた。平成七年から平成十一年の医療費の伸びの推移をとって、これをずっと伸ばしていくと平成二十五年にはこれだけの医療費になる、こういうような推計を出すわけですね。こういうような推計を出すと、明らかに米のグラフは六十二を指さないわけなんです、この数値設定のあり方、どのように設定をしたのか、大臣、お答えいただけますでしょうか。

○中川国務大臣 岡本委員はお医者さんですから、医学あるいは予防医学の専門家でいらっしゃるわけでございます。

どういうふうにご設定をしたかということにつきましては、やはりこれも基本法に戻るわけでありまして、消費者というものを意識しながら生産サイドも対応していかなければならない。

あのときも、私、農水大臣をやっておりましたので、思い出すんですけれども、審議会の中で消費者団体の代表の皆さん方からも随分消費者サイドの方のお話も伺いながら、あの法律案あるいは計画をつくり、そして、国会で長時間にわたって御審議をさせていただいたわけでありまして。それに基づいて基本計画というものに、望ましい食料消費の姿ということで、かなり細かく書いてあるわけでございます。

それに基づいてということになるわけでありまして、生産サイドだけから見ますと、それは、つくりやすく、お金になって、もうかるものであれば何でもつくればいいんですけれども、そこが消費者につながっていかねばならない。また、消費者の方も、自分が期待するものをできれば国内でつくりたいという、お互いに密接な関連があるわけでございます。

そういう中で、後ほどお話があるんでしょうけれども、資料の方にいわゆるバランスというもの、あるいは、前のときには農林水産省の食堂のメニューに、国産自給率何%、何とか定食は自給率何%、何とかそばは自給率何%と自給率の表をくっつけて食堂でやっておりましたが、今はこま形のバランス、いろいろなことをやっております。

いずれにいたしましても、ただつくればいいのか、また、消費者サイドの方も、ただ食べられればいいのか、おいしければ何でもいいんだということではないんだらう。先ほどの篠原提出者の昔からの専門的なお話にあるような食育の問題、地産地消の問題、いろいろなことが大事だということは私も農水省も認識しておりますので、そういう中で、あるべき消費、そして、それに国内生産を基本としてというところを結びつけた形が望ましい消費の姿であるというふうに私は理解をして、いろいろな指標をお示しているということでございます。

○岡本(充)委員 そういった意味では、望ましい姿というのであれば、目標を高目に設定して、それに向けて努力をしていく、そういうことも可能なわけであります。実際に、では食料自給率を向上させるために、本当は、生産努力目標自体ももっと高く設定をして、もっとたくさんつくってもらうようにしたらいいのではないかという思いも私は持っています。

これまでも議論がありますとおり、需要がそのようにないんだと言われる。しかし、篠原提出者、同僚でありますけれども、先ほど答弁されていましたが、私も実際に見てきたところとして、農林水産省の研究所にお邪魔して、国産の麦からパンをつくる、それも比較的簡単な、簡単など言っただけでは失礼かもしれませんが、御苦労されて、工夫されてつくった技術とはいえ、そういうふうにするだけでパンができるのかと。例えば、たんぱく質の多い部分を抽出する、どのようにして選ぶのか、こういう話も聞いてまいりました。工夫をすれば需要はふえる、そういう印象を私は強く持っているし、だからこそ、研究を重ねられているのではないんですか。

そういう意味では、需要をこれだけ低く見積もる必要はないわけであって、私は、ある程度の高い需要を求められる、そういう技術も開発します、だから、生産をたくさんしても国内で消費されます、したがって、努力目標はここまで高くてもできますと。過去最大の生産量を民主党案は出しておりますが、政府案は、恐らくは直近の過去最大の生産量をもとに今回この生産努力目標を立てられているんだと思いますが、そういう意味では、消費、需要をもっと喚起し、そして生産量をもっと高くする、そういう目標設定はできなかったものなんでしょうか。私としては、その部分を大臣にお答えいただきたいと思っています。

○中川国務大臣 言うまでもなく、食料ですから、胃袋は一つ。多少多く食べる時、少なく食べる時はありますけれども、基本的に胃袋は一つ。そして、日本は、少子高齢の社会にもう既に入っていて、人口減少の時代に入っているということは、胃袋の全体が少なくなっているということも事実です。特に、育ち盛りの子供たち、あるいは働き盛りの人たちに比べて高齢者の方々がふえていく。元気な高齢者の方々がいっぱいいていただきたいわけでありまして、世の中としては胃袋全体が小さくなっていくという現実があるわけでありまして。

もう一点は、今岡本委員はカロリーベースの議論をされておりますけれども、先ほどもお話がありましたように、正直言って、物事すべてカロリーベースだけで判断していいのかということもあります。脂肪、たんぱく質、でん粉はほどほどに、野菜と果物その他をいっぱい食べましょうという、サラダにドレッシングをかけずに食べればカロリーはほとんどゼロということになりますから、片方で健康のためにこういう食生活、片方でカロリーベースで自給率を上げましょうという、先ほどのポスターじゃありませんけれども、一体総合的に何をやりたいんだという論理矛盾にもなりかねないということもあります。

したがって、私は、金額ベースの自給率も大事でしょうし、潜在自給力という考え方もあるでしょうし、最低の、ぎりぎりの状況に置かれたときに、日本の国内だけで、米とジャガイモ、サツマイモだけで、時々魚や野菜を食べながらというスターベーションランチ的なモデルも一応つくってはありますけれども、消費者はこれは耐えられないと思うんですね、外国から買えばいいじゃないかと。

しかし他方、平成五年、米を二百六十万トン緊急輸入したときは、逆にそれが売れ残ってしまったとか、いろいろな要素がありますので、要は、消費者に好まれるようなものをつくと同時に、消費者も、自分の健康、あるいはおじいちゃん、おばあちゃんや自分の子供のための健康、発育を

考えて食というものを考えていただきたいし、そうなったときに、日本の生産サイドに対してどういうものを期待していくか、それで期待にこたえるようなものをつくっていくという関係が必要であって、そういう中で、望ましい自給率、望ましい食生活というものが結果的に出てくるんだろう、政府がこれを食べなさい、あれを食べなさい、食べちゃいけないということは言えないわけですから。

そういう中で、しかし、国産の比率を少しでも高めていくということは、消費者ニーズにもこたえていくことだと思いますので、そういう関係で、消費者と生産者とが協力といたしましよるか連携し合いながら、できるだけ私としては、自給率を高めていきたい、カロリーベースも含めていろいろな意味での自給率を高めていきたいというふうに考えておまして、岡本委員の御指摘については、私も結果としては同じ考えであります。

○岡本(充)委員 大臣、確かにカロリーベース以外の自給率の計算方法はありますが、これまで、一つの理由として、政府はカロリーベースの自給率で比較をしてきた、それをこの段になって、ちょっとなかなか上がるのが難しいから金額ベースに移したんじゃないかというふうな見方をされるという話もあります。それはもちろん違うと大臣は言われるかもしれないが、そういうふうな見方をする向きもあるわけだし、それから、これから先、どういう状況で日本が国産の食料に頼らざるを得ない状況が来るやもわからぬ中で、外国産の農作物に頼っていることに対する国民の不安感があるのは事実です。

野菜に塩をかけて食べたら確かにカロリーはゼロかもしれないが、人間は絶対にカロリーが必要なわけです。野菜に塩をかけて食べていたら生きていけないわけではありません。もちろん、それも必要なんですけれども。しかし、そういった観点に立って考えるのであれば、私は逃げることなくカロリーベースでの食料自給率向上を求めていくべきだと思うし、そういう意味でいえば、今回の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案も、食料自給率を上げるための一つの重要なツールなんだろうというふうに思っているわけです。

では、ここで伺いたいのは、この法案が通った暁には、今後の食料自給率の上昇にどういう寄与をしていくのか。はっきり言いますと、金額的に今幾らの予算がこれにつくのかははっきりしない中で、農家に直接的な補償を含めて、生産の振興を図って、もって自給率の向上を目指すんだ、民主党案はそういう金銭的なインセンティブを与えていますが、政府案はまだ金銭的なインセンティブが一体幾らになるかがはっきりしていない。

そういう意味では、農家としてもその部分には大きな関心があると思いますし、今後、この法案が通った後の農業のあるべき姿、どういうふうなビジョンを持つのか、それがひいては食料自給率にどういうふうな上昇の寄与をするのか、その辺のところの明確なお答えをいただきたいと思うわけなんですけれども、お答えいただけますでしょうか。

○中川国務大臣 これは、もう一言で言えると思います。面積要件、あるいはまた面積要件にかかわらずに集落営農、あるいは、規模は小さくとも経営の質の高いところに支援をするわけでありますから、もうかる農業を支援する、トータルでいえばそういうことになります。

もうかる農業というのは売れる農業であります。売れるということは消費者が買うということでありますから、消費者に買ってもらえるような経営あるいは農業をすることに対しての支援でありますから、この政策が推し進めるところは、より農業経営がよくなる、つまり売れる農業を支援するということでもあります。

○岡本(充)委員 今大臣、売れる農業を支援すると言った。では、売れない農業の方は一体どうなっていくのか。つまり、これがまさに四ページ目なんですけど、今後の「農業構造の展望」、平成二十七年はこういう展望になると御説明いただきました。

例えば、総農家数はおよそ八十万戸ぐらい減るんでしょうか。こういう方は、例えばどういうふうな産業に行くのか。もしくは、農村を離れる、こういうことを想定されているのか。また、この「効率的かつ安定的な農業経営」と平成二十七年に書いてある枠の外にいる「その他の販売農家」、百三十

万戸から百四十万戸もの人がいるわけです。この人たちの生活はどういうふうになるのか。もっと言えば、土地持ち非農家の数は今よりぐっとふえるという話になってはいますが、この理論で土地の集積は進むのか。

こういった部分についてはどのようにお考えになられているのか、お答えをいただきたいと思えます。

○中川国務大臣 さっき余りにも簡単に申し上げましたので、逆にそういう御質問が来るのだろうというふうに思っておりました。

集落営農、あるいはまた規模は小さくても経営の質の高い、あるいは中山間地に対する配慮等も含めまして、そういうものをクリアできれば、だれでもその支援の対象になるわけでありますから、特定のところを今から排除しているということでは決してございません。

ただ、この中には、この表、四番の資料は、全農家の中で農業を主業とするということでありまして、私は、都市近郊農業も非常に大事だと思っております。都市周辺の農業の粗生産は全体の四分の一ぐらいあるわけでありますから、そういう意味では、多様な農業はありますけれども、しかし、支援を仮に受けなくても、もう生活が十分にできるという農家といいたいでしょうか、農地を持っているといいたいでしょうか、そういう経営体といいたいでしょうか、いっぱい実はこの外枠にあるわけですから、農業がやっていけなければいけない、また農業でやっていきたい、また農業でさらに収益を上げたいというところを対象にするわけでありまして、全部を対象にするということは、私からは申し上げませんけれども、冒頭の言葉の議論に行き着いていくのではないかというふうに考えているわけがあります。

○岡本(充)委員 そういったお話になるんだと思いましたがけれども、この図の、ただ、大臣、御指摘をさせていただきたいのは、それでも、販売農家として残るこの百三十万から百四十万の農家は農地を持つわけです。土地の集積が本当にできているのかといたら、この農家はいわゆる効率的かつ安定的な農業経営をされていないわけですから、恐らくここは小規模農家というイメージなんだろうというふうに思いますが、そのほか、残念ながら今回のこの法案の要件に当たらない、けれども、意欲的に農業をしている農家というのは幾つもあるわけです。

例えば、私の地元は愛知県の西部でありますけれども、この地域は、確かに大臣おっしゃるとおり都市近郊農業です。残念ながら、四ヘクタールの土地を持っている農家は本当に数少ない。こういう土地にあって、これまでの政策ですらなかなか土地の集積が進まなかった。

実は、ちょっと、後で話そうと思ったんですが、農林水産省の方に、一体どういう収入イメージになるのか、その収入イメージを持ってきてくれと言った。現時点での調査で、二十ヘクタール以上のいわゆる集落営農を行っている農家の所得と、そして〇・五から一ヘクタール、いわゆる五反から一町歩ぐらいの個別経営をしている農家の一戸当たりの農業所得の差を見ると、集落営農が四十三万円、そして個別経営が八万円、こういうようなデータを持ってこられました。

現時点でもこれだけの格差がもしあったとしても、にもかかわらず、なかなか土地の集約が進まない現状がある。残念ながら、私の地元もそういう意味では土地の集約は進んでいない。では、意欲的な人たちじゃないのかといたら、みんな意欲的にやっている。こういう人たちは、今回この適用になりません。恐らくは、平成二十七年でいう、その他の販売農家というところに入ってしまうかもしれない。この人たちは、一体どうなってしまうのか。

そして、もっと言えば、もう一点、お聞かせいただきたいかったのは、総農家数が二百十万户にまで減るとすれば、これだけの方が農村を離れるというふうな理解で、都市で暮らせということで理解していいのかということについて改めて確認をいただきたいと思っています。

○中川国務大臣 細かいことは経営局長から答弁させますけれども、私の答弁の流れです。

まず、農地を集積して規模拡大をしなさいということを強制的にはこれはできませんね、言うまでもなく。あくまでも売り手と買い手とが自由な意思で、あるいはまた、自由でなく、自分が高齢に

なって後継ぎがいなくなったとか、いろいろな事情で農業を離れなければいけないという事情もありますけれども、いずれにしても売り手と買い手とのマッチングが必要なわけでございます。

その制度は、特会を移して、今度一つの特会の中で引き続きそういう促進をしておりますけれども、今回は、買い手側のインセンティブをより強めるという効果は極めて大きくなる、そういうふうには私は期待をしているわけでございます。

お許しただければ、経営局長の方から答弁をさせていただきたいと思っております。

○井出政府参考人 お答えいたします。

「農業構造の展望」で、総農家数が減少するという点については、これは主として、やはり高齢化によるリタイアが新規参入者の数を大幅に上回っていくということで、ある程度総農家数が減少していくのは趨勢値としてやむを得ないというか、頑張りますけれども、やはりこの程度は減っていくであろう、今六十五歳の方が十年たてば七十五歳でありますので、そういったことで総農家数は減少するというふうに見ております。

それから、「その他の販売農家」と「自給的農家」のところからこの構造展望を見ていただきますと、「集落営農経営」の方にちょっと曲がった矢印がついております。こういった、その他の販売農家とか自給的農家になってしまう、あるいはなっている、そういう人たちの中から集落営農の組織化、法人化をして、二十七年時点で集落営農経営を、現時点では一万と言われているものを、二万から四万つくっていき、集落営農全体として効率的かつ安定的な農業経営のグループに入るということを努力してやろうということでございます。

また、集落営農経営に参加をしない方々につきましても、今大臣からお話いたしましたように、例えば、非常に面積が小さくても収入が上がる野菜作であるとか、都市近郊で面積は小さいけれども手間暇かけてやっていらっしゃるような方もあるわけですし、土地利用型農業という面で規模拡大をしたり集落営農に集まってくるというだけでなく、そういった小回りのきく営農形態というものも当然あるわけでございます。

そういったことを考えまして、効率的かつ安定的な農業経営に行くグループと、その他の販売農家としては残るけれども、米や麦に頼らない、野菜とか果樹とか畜産とか、そういうもので生きていくということもあるんじゃないかと思っております。

○岡本(充)委員 今、そういう経営局長の答弁をいただきましたけれども、土地利用型農業はやはり主業農家が少ない。野菜はそれより随分多く主業農家がいるわけですね。もっと言えば、酪農なんかは主業農家がはっきり言ったら主ですよ。そういう意味でいったら、土地利用型農業に今回焦点を当てたのは、まさにその土地利用型農業をやってみえる皆さん方の経営効率、それから安定的な営農ということを目的としてこの法案が出されているわけですね。

ですから、私が問いかけたかったのは、残念ながら、土地利用型農業をやっているけれども、私の地元のようにこの規模要件に満たない、そういう農家の方々が、これまでもさまざまな施策をもって農地の集約化を進めてきた農林水産省にあってそれができなかった、しかし、今回の法律ではそれがさらに進むんだという何らかの総括ないし反省を踏まえた改良点というものが見えてきてしかるべきじゃないかというふうに考えています。

経営局長で結構ですけれども、何らかのインセンティブを設けている、もしくはこれまでになかった一工夫があるんだ、これまでの反省を踏まえて、今回は「農業構造の展望」がこの展望どおりに進んでいくんだという何らかの工夫があればお聞かせをさせていただきたいと思っております。

○井出政府参考人 お答えいたします。

先ほど委員の方から、私どもから提供いたしました小規模農家等、この人たちが集落営農に参加した場合の所得がどうなるかというシミュレーションと申しますか試算についてもお話をいただきましたけれども、従来、やはり集落営農というのは、北陸地方や中国地方のように、非常に個々の農家の経営規模が零細でありながら、かつ地域に安定的兼業機会などもあって、それぞれが土曜、

日曜だけで耕しておられたようなところが、さらに高齢化が進んで個人ではできないということで、集落で話し合われて、集落全体でやっというふうと。そういう中で、機械も個人個人で持つのはやめて集落に大型機械を一台か二台持つ。そういうふうにやってみると、機械費や何かで目に見えなかったコストが削減されて、集落営農に参加される農家の、個々の、つまり戻ってくるお金が自分一人でやったときに比べて目に見えて多くなる。これはもう実態であるわけでございます。

こういったことも、私どもは、今回、私どもの雪だるまパンフなどにもしっかり掲載をして、集落営農のメリットというものについても全国にお示しをし、働きかけているところでございます。

集落営農というものは現にあったわけでありましたが、政策として、こういう法律の中に担い手として位置づけるということは今回初めてでございますので、私どもも、今農業団体も一生懸命に、この小規模な農家の人たちもぜひ集落営農に参加されて、ただ参加されるだけでなく、個別経営のときに比べて経済的なメリットも享受できるということをいろいろな角度から申し述べ、応援をしていきたいと思っているわけでございます。

○岡本(充)委員 局長、もうそれはこれまでもやってきた話ですね。今回この法案を出す前から、規模拡大がどれだけメリットがあるのか、そして、もっと言えば、どうすればより収益が上がるのかということは農林水産省がこれまでお話をされてこられたじゃないですか。しかし、今回あえてこの法律を出すことでより土地の集約が進むのか、つまり、これまでの総括をして、反省を踏まえた上でこの法案が出ているのかということについて問いかけたわけです。

今ちょっと話題が出ましたので、農林水産省からいただいた、これはホームページでも公開しているようですけども、大臣官房統計部が出している、水田作経営のうちの集落営農で、水田作経営で一体どのくらいの農業粗収益があるか。これまた次回、私、時間をもらってじっくりやらせてもらおうと思っていますが、この数字を見ても、十ヘクタール未満の農業粗収入は三百六十二万三千元だ。ところが、十ヘクタール以上になると急に一千四百七十二万六千元になる。さらに、二十ヘクタール以上になると三千四百五十三万六千元になる。これは、何でこんなに十ヘクタール未満と十ヘクタールとで、倍ではないですよ、もう四倍ぐらいの農業粗収入が出るんですね。先ほど言われた、粗収入ですから経費は入っていません。

この計算の方式についても、私は、八万円と先ほどお話した四十三万円のもとになっているデータですけども、大変に数字として疑問が残るなというふうに思っています。八万円と四十三万円というインセンティブで、さあ、皆さん集落営農しましょうと。では、そのデータの数字のもとになっているのは何ですかと。細かい数字を私もらったんですよ、大臣。ずっと調べていった。ここの比率が極めて大きい。

これは、もちろん集落営農した方が経費が削減できることを否定はしませんが、そもそもの数字を繰っていくと、そういう疑問点も感じているわけでありまして、この点について、もしきょう答えられるのならきょうで結構ですし、答えられないのであれば、後日また質問で聞きたいんですが、お答えいただけますか。

後日ということですね。局長、では、後日答弁の機会をつくりますので、そのときにお答えをいただきたいと思っております。

そういうことで、私は、農家の方がどういふふうになればより効率的な農業ができるのか、農家の方にとってどういふ政策が本当にいいのかというのは大変難しい課題だと思っています。私は法案提出者の一人ですから自分の法案がいいと思っていますけれども、これは別に政府を責めるだけではなくて、皆さんで知恵を絞らなきゃいけない課題ですし、やはり現場の皆さんの声もよく聞かなきゃいけない。

かつて私はこの委員会で、局長、皆さん方に聞いたことがあります、皆さん、どのくらい農業をされていたんですかと。そうしたら、それぞれの皆さんがお答えになりました。私は実家はミカン農家ですとお答えになられた局長もみえましたけれども。そんなこんなで、私、聞いたことがありますが、ぜひ皆さん方にもやはり現場の農家の方のお声を、霞が関では聞こえない声を聞いていただ

きたいというふうに思っています。

ここから先、ちょっと時間が少なくなつてまいりまして恐縮ですけれども、食育の話に少し移りたいと思います。

次回を含めて、もう一回質問の機会をいただける可能性がありますので、そのときにもう少し詳しくやりたいと思いますが、きょうは食料自給率の観点から食育を考えていくというスタンスに立って、後日私は別の機会に、生活習慣病予防の観点に立った食育のあり方ということについても同じく質問を厚生労働委員会でやろうと思っていますが、きょうは、食料自給率という観点で。

そもそも、では、何で食料自給率が政府の思惑どおりにいかなかったのか。食料・農業・農村基本計画の「農業生産面の検証」という中で、前基本計画が描いたシナリオが実現していない要因としては、ニーズが農業者に的確に伝わっておらず、生産性の向上や品質の改善を図るための取り組みが不十分であった。それから、食品産業のニーズに対応し得る生産供給体制が構築されていなかった。三つ目もあるんですね。三つ目は、効率的な農地利用が実現しておらず、逆に耕作放棄地が増加していること、こういったことが書いてあります。

この内容の最初の二つですけれども、ニーズが政府の思ったようなニーズでなかった、私たちが立てた計画どおりに消費者のニーズ、需要者のニーズが来なかったということで、今回この食育という話が出てきたんでしょうか。

消費者のニーズをこちらに向けよう、そういう思いで出てきたのか。これまたうがって見たくなるんですが、結局、ニーズに沿う農業ができなければ消費者のニーズをこちらに向ける。先ほど大臣、そんなことはしないよ、あれを食べなさい、これを食べるだとか、そういうことを言うのは無理だというふうに言われましたね。そういう意味でいえば、私は、この食育というのが本当にうまくいくのか非常に疑問を持っている。

特に、食育の中で、教育の分野はまだわかる。だけれども、きょうお配りをしたこの食事バランスガイドなるもので、皆さん、これを食べましょう、あれを食べましょう、こういうふうなことがうまくいくのか、非常に疑問に思っています。

まず、これをつくられた経緯を伺いたいんですが、これはどういう方を対象に、何を目的としてつくられたのか、これについてお答えいただけますでしょうか。

○中川政府参考人 食事バランスガイドをつくったときの目的でございますけれども、実はこれは、平成十二年の三月に食生活指針というものを三省でつくってございます。これは、食生活を送る上で心がけたい十項目というもの、ポイントだけを書いたものでございますが、今から振り返ってみますと、残念ながら実践に結びつかなかった。大事な点はいろいろ書いてあるわけですけれども、日々の食生活の実行、実践に必ずしも結びつかなかったという点もございます。そこで、もう少し一人一人が望ましい食事のとり方やおよその量をわかりやすく理解してもらい、そういうためのツール、道具として今回の食事バランスガイドというものがつくられたわけでございます。

もちろん、我々日本人の食生活、いろいろな面で問題を抱えているというのは、もう先生御存じのとおりでございます。そういったさまざまな食をめぐる問題を解決する、それに対応していくという意味で食事バランスガイドというのがあるわけでありましてけれども、もう少し具体的に言えば、一つは、三十代から六十代の男性というのは肥満率が非常に高うございまして、また、独身者、単身者の世帯というのは、なかなかバランスのとれた食事が行われがたいという面もございまして。また、子育て世代には子育て世代の問題がございまして。

この食事バランスガイドも、広く国民、消費者一般という面もありますけれども、もう少し個別具体的な、今申し上げたようなターゲットを定めて、そして、それぞれのターゲットの人たちが心がけるべき事柄という意味で、わかりやすくイラストのような形で、日々の食生活に反映をしていただくという目的でつくったものでございます。

○岡島(敦)政府参考人 ただいまのお答えと基本的に同じでございます。食生活指針をより実効

性のあるものとするために、一人一人が望ましい食事のとり方やおよその量を理解するためのツールとしまして、昨年の六月に農林水産省と共同で作成したものでございます。

厚生労働省としましては、生活習慣病予防という観点から、何をどれだけ食べればよいかということを示すものとして、非常に重要なツールの一つとして位置づけているところでございます。

国民全般を対象としているところでございますけれども、特に肥満が気になる方、それから単身者、子育てを担う世代につきまして特に焦点を当てまして、食事バランスガイドの啓発普及を図っているところでございます。

○岡本(充)委員 きょうは時間がないので、また後日、深く入ろうと思っておりますが、ざっと、大臣、ちょっとこの表を見てください。大臣もきっと恐らく食堂で、農林水産省の食堂に張ってあると言われましたから、見られたことがあると思います。私、これは非常にわかりづらいんじゃないかと思っているんですね。なぜかという、自分がきょう食べたものが一体どこに入るのか。大臣、これだけ見て、例えばこれは、失礼ながら、栄養学の専門じゃない人もターゲットにしているわけですね。いや、私は栄養学の専門じゃありませんからと言われずに、大臣、御自身が、例えばきのうのお昼に何を食べたのか、きのうの夜何を食べたのか、これに当てはめると自分は何サービングになるか、わかりますでしょうか。

いろいろな食材がある。例えば、カツどんでもいい。カツどんは、豚カツものっていれば、卵もかかっている、それから御飯もある。中華どんは、魚もいるかもしれないし、野菜もいるかもしれないし、御飯もある。上にかかっているあんの部分のカロリーは、一体どうすればいいんですか。わかりづらいと思うんですね。

結局、最終的にはカロリーベースでこれは考えていないんです。きょうはちょっと時間の関係上、深く入れなくて残念ですけれども、カロリーベースで考えていないということは、この表のとおりにとっていったら、目標としているカロリーよりもっと多くのカロリーをとるかもしれない。先ほど言われた、三十代から六十代の肥満を気にする人たちがターゲットだ。いやいや、そんな人たちはカロリーをやはり気にしていますよ。

先ほど、大臣、カロリーからこれにスイッチした、切りかわったと言われるけれども、やはりカロリーを気にするんじゃないかという思いがあるし、単身者で食事にある程度関心のある方は、これを考えながらやるかもしれない。もっと言えば、栄養学に関心のない、普通の生活をしている一般のサラリーマンの人たちが、この表を一体どれだけ認知して、これに当てはめた生活ができるのかどうか。これも難しいんじゃないかと私は率直に思うんです。

大臣、感想をお聞かせいただけませんか。

○中川国務大臣 岡本委員から、きのう一日何を食べたかという質問が出るかもしれないというので、正直言って、朝と昼はすぐ思い出せたんですけれども、夜は料理屋さんで仕事の話をしてしながら食事をしていましたので、半分ぐらいしか思い出せないんですね。例えば突き出しで、ちっちゃな鉢の中にいろいろなものが五、六種類入っている、あれ何だったっけとか、刺身はどういう刺身、刺身はいいんでしょうけれども、非常に一生懸命考えました。朝と昼はすぐ思い出したんですけれども、特に夜の食事になりますと、多少時間もとりますし。そういうことで、別にカロリーからこれに転換したわけじゃなくて、カロリーも大事ですし、これはこれで大事です。

ただ、岡本委員から質問が出るかもしれないというので一生懸命考えたということに、私、自分自身意味があったなど。改めてこれをじっくり見て、ほとんど一日じゅう座って仕事をしている人の適量を示していますとか、それから、真ん中に、今、水分をきちっととりなさいというのが基本にあるとか。御飯。それから、お昼は専ら、きょうも含めておそばなんですけれども、ただ、そばも、ざるそば一枚も店によって量が全然違いますから、国会の中のそば屋さんでも、ざるそば一枚の量が全然違いますよね。三、四店そば屋さんがありますけれども、どこも私、よく食べますけれども。

そういう意味で、ぜひこれをきちっと、わかりやすくするように、ホームページ等で、意義を認めて

いただけるとするならば、これをさらにわかっていただけるように、カロリー、あるいはまた適切な食事、あるいは塩分控え目、お酒控え目、いろいろな要素が多分、御専門ですから、次の機会におっしゃりたいことがいっぱいあるんでしょから、ぜひまた御指導いただきたいと思います。

○岡本(充)委員 そういう意味では、大臣、これまでもいろいろやってきたんですよ。今、カロリーの話をした。厚生労働省だったと思いますけれども、三十品目、食品とりましよう、こういう話もあった。今度はあれだこれだと言ったら、さっき大臣が、午前中言われたとおり、いろいろなポスターがあつてわけがわからないというのと同じで、一体何が重要なんだという話がぼけてくる。

したがって、私は、今回の、残念ながら、デザインはきれいだけれども、わかりづらいんじゃないかということ指摘させていただいて、もしやられるのであれば、よりわかりやすいものにしていかなきゃいけない。これから決められると言っていましたけれども、塩分と脂肪のバランスについても書かなきゃいけないし、そもそも日本型の食生活に戻したいというのに、何で水とお茶が一緒なんですか。水を飲めばお茶と一緒になんですか。日本型食生活は水というよりはお茶だ。お茶と水は、これは同じところにあるんです。例えばこういうような議論もあるかもしれない。

そういう意味で、次回を請う御期待いただくということにさせていただいて、最後にちょっと、せつかく来ていただいたので、がらっと話は変わります。

今回のこの法案のもう一つの重要な肝でありますWTOとの関係ですね。今回、この法案の中では、過去の生産実績に基づく支払いに加えて、毎年生産量、品質に基づく支払いということで、あえて、もしかしたらWTOで削減対象と指摘をされるかもしれない黄色の政策も、つまり、現在の生産量に連動する支払いを加味しているわけなんですけれども、今回こういった政策を入れているというのは、アメリカやEUはもう既に国内の必要量十分の国内生産量がある、片や日本はこれから生産量を拡大しなきゃいけない、さっき、生産量を拡大することについては異論があるやに聞いておりますけれども、小麦でも私は生産量を拡大しなきゃいけないと思っているし、大豆だって拡大しなきゃいけないと思っている、横ばいでいいと思われている望ましい姿では私はいけないと思っているので、そういう意味で、これから拡大をしていこうという意味も込めて、恐らくはこういう政策をつくってきたんだろうと思います。

今後の、WTOにおいてこれらの政策が黄色と認定される場合を想定する中で、いわゆる日本としての対応、なかなか表向き答えにくいと思いますが、我が国のいわゆるAMS水準が、これまでの農政改革により約束水準の一八%まで下がっている、こういう状況もある中で、あえて黄色の政策と言われても仕方のない政策を入れたのか、もしくは、いやいや、これは黄色じゃないと言って突っぱねるという手もありましようし、いろいろ手のうちをお示ししてくださいというわけではないけれども、今後の交渉に当たって、これをどのように各国に理解をしていただくのか。まだしばらくWTOに通告するまでには時間があるとはいいいながら、いずれはその時期はやってくるわけですから、どのような方針で臨まれるのか。外務省、農林水産省、それぞれお答えをいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○中川国務大臣 岡本委員御指摘のように、これは、別に次の交渉を目指してどうだこうだということではございませんで、現行ルールにのっとってやっているわけでありまして。

岡本委員御指摘のように、もう一つの柱という言い方をおっしゃいましたけれども、まさに前段の、先ほどの、議論を進めていくということが第一のポイントであり、その上で、新しい政策をとるときには、それがWTO農業協定上のどの部分に入るかということも、当然農林水産省あるいは政府としては考えていかなければなりません。

御指摘がありましたように、通報する、そしてまたそれに対して仮にどこかの国が異議を申し立てる、これには多少の時間があります。そういう意味で、緊急にどうだということではありませんけれども、第一の柱を進めていく上で、我々はWTO加盟国としてWTO上のどの部分に入っていくか、御指摘のように、AMSは先進国中最小限の実行水準に日本はあるわけでありましてけれども、だから

とって、では、堂々と黄色の政策をふやすということは、逆にそれは交渉にとっては、大事な時期ですから、決してプラスにならない。

むしろ、私としては、交渉上は、新しい農業法、EUのCAP、あるいはアメリカの来年からやろうとしている農業政策についていろいろな議論をしていますけれども、日本も新しい農業政策上、黄色の政策についてはさらに減らしているんだぞということをふやすということによって突っ込まれないようにしていくということも、当然これはWTO加盟国としては、農政を進める上で重要なポイントだというふうに私は考えております。

○木寺政府参考人 お答え申し上げます。

外務省、農水省、政府一体としてWTOに当たっておりまして、中川大臣のお答えにつけ加えることもございませんけれども、一言申し上げさせていただければ、御指摘の各支払い、経営安定対策等の支払いですけれども、これが、現在WTOの交渉が行われておりまして、新たに導入されます国内支持のルールに基づきまして、緑、青、黄のいずれに該当することになるかという点につきまして、今後の交渉の結果を踏まえて検討する必要があるかと考えております。いずれにいたしましても、外務省といたしましては、農水省と協力して、我が国の政策とWTO協定との整合性を確保してまいる考えでございます。

中川大臣からも御指摘がございましたけれども、我が国はこれまでの農政改革によりまして、総合AMSにつきましては他の先進国よりも大幅に削減してきております。これを踏まえまして、今回の交渉におきましても、貿易歪曲的国内支持の大幅削減を主張するなど、積極的な提案を行ってきております。

WTO農業交渉につきましては、昨年十二月の香港閣僚会議の閣僚宣言において合意されました、本年四月末までのモダリティの確立に向けて、現在さまざまな形で議論が集中的に行われております。WTO体制のもと、貿易自由化を進め、多角的貿易体制を強化していくことは、我が国及び世界経済の発展にとって重要でございます。ドーハ・ラウンド交渉の本年中の妥結のため、農業交渉を初め、各交渉分野において引き続き積極的に取り組む考えでございます。

外務省といたしましては、関係省庁と協力をして、政府一体となって、我が国の主張がドーハ・ラウンドの成果に最大限反映されるよう努めてまいる所存でございます。

○岡本(充)委員 終わります。ありがとうございました。